

國學院大學學術情報リポジトリ

The Structure of Merayama Kagura and the Deity of the Miko[Ⓜ]ya

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: OGAWA, Naoyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000565

米良山神楽の構成と御神屋神

小川直之

一、琉球神楽と薩摩三十三座神楽

神楽は、歴史的には『西宮記』などにあるように平安時代の十世紀から宮中で行われ、現在は松前神楽を伝える北海道から神楽を「神舞（かんめ）」と呼ぶ鹿児島県まで、ほぼ全国にその継承と齋行の地域団体が四五〇〇近く確認できる。⁽¹⁾ 宮中での神楽や平安時代の賀茂社や石清水八幡社での勅祭としての臨時祭における神楽などが、その後どのように各地の神社へ広がり、またムラ鎮守社の祭礼での齋行となったのかは解明が容易では

ないが、神楽の地域的な広がりには、前述範囲に加え、かつては沖縄県でも行われていた。

本稿は仮に「米良山神楽」と総称しておく宮崎県西部山間地である米良山地域に伝承されている神楽を取り上げ、神楽齋行がどのように行われているのか、その構成を整理するとともに、この中から神楽の場である「御神屋（みこうや）」に祭られる神について検討するのが目的であるが、初めに神楽がどのような各地に伝わったのかの一例として、琉球における神楽の受容について触れておく。

琉球の神楽については、一七一三年に王府によって編纂され

た「琉球国由来記」卷二の「七社祝部」の項に記載がある。⁽²⁾「七社祝部」というのは「七員、為波上山祝部上首」。故称「大夫」也。内侍七人」とあって、「祝部」は七名で「波上山」が「上首」で「大夫」と称し、「内侍」も七人だった。これに続いて「職事」が記され、「神楽」が次のように出てくる

正月二日 波上山・冲山権現、両所ニ、七社之祝部・内侍ニテ、奉_レ為_レ今上国王・皇子・皇孫、国土安全、五穀豊饒一、初神楽上ゲ申也。

又正月・九月、今上国王初御歳日、向年之明方、七社祝部・内侍、為_レ立願、神楽三座上ゲ申也。(以下略)

正月二日には「波上山」(現在の波之上宮)と「冲山権現」(現在の冲宮)で「七社祝部」と「内侍」が今上国王・皇子・皇孫のために国土安全、五穀豊饒を奉つて「初神楽」をあげている。正月と九月の今上国王の「初御歳日」には、年の恵方に向かって七社祝部と内侍が立願を行い、神楽を三座あげるといっている。この記述の後にも、正・五・九月には識名宮、末吉宮、普天間宮に御社参の時には「御神楽太鼓打」をし、住僧が御焼香、波之上大夫が「四方立御殿」へ祝詞をあげ、「奉_レ捧_レ御神幣」、御神楽始メ、内侍奉_レ捧_レ鈴」とある。神楽は、さらに二月、三・八月、十二月晦日の「歳籠」にもあげられている。唐船が

港を出入りするときにも波上山と冲山の両所権現で、「順風自在、洋中安全」を祈願して神楽があげられている。このように十八世紀初めには神楽齋行が定例化している。これらは、琉球国の国家祭祀としての性格をもつことは明らかで、波之上大夫とその配下に位置づけられている祝部と内侍がその役割を担った。祝部は神主であり、内侍は巫女といえる。

「七社祝部」の項には、これに続いて「神楽之縁起」として次のようにある。

于_二当国_一者、伊勢国長野之展真ト云フ人、渡_レ来於_二当邦_一、(時代未詳)生_二一女_一、称_二展真之松金_一。伊勢神楽神道、伝_二受於父_一、勤_二内侍_一也。是於_二当国_一神楽之最初歟。崇禎乙亥、波上山権現社宮、不_レ慮遇_二火災_一。因奉_二聖旨_一、天尊座主頼慶、為_二権現勧請_一、赴_二薩州_一。其時祝部、天願筑登之親雲上、隨_二從而到_二于薩州_一、從_二佐藤権太夫信年_一、学_二伝神道_一。得_二権太夫之号_一也。

神楽は、年代は不詳だが伊勢の長野展真という人物が琉球を訪れ、その娘「松金」に「伊勢神楽神道」を教え、この娘が内侍を務めて行うようになったのが琉球の神楽の最初であるという。また、神楽については、崇禎乙亥(一六三五年)に、不慮の火災に遇った波上山権現社を「聖旨」によって天尊座主の頼

慶が権現を勧請して再建するために祝部である天願筑登之親雲上を従えて薩摩に赴き、薩摩では「佐藤権太夫信年」に従って伝える神道を学んで、「権太夫」の号を得たということである。

天尊座主の頼慶と天願筑登之親雲上が波上山権現の再建のために薩摩に赴いたことは、『球陽』附卷一に「十三年康仁寿請権現神像安于波上山」の項にも記されている。³⁾それは、

崇禎癸酉波上山神社悉遭火災以為灰燼是年康仁寿天願筑登之親雲上権明奉命赴薩州請来権現神像以安于波上山時隨佐藤氏悉学神道之法且伝授秘書等而帰国遍教七社祝部等自此之後祈福設壇念経呪符神道弥盛靈威愈明矣

とある。『琉球国由来記』とほぼ同じであるが、天願筑登親雲上は「権現神像」を請けて波上山権現に奉安し、佐藤氏からは神道の法だけではなく秘書の伝授も受け、帰国後には七社祝部にこれを遍教し、設壇して念経呪符によって祈福し、神道の靈威がさらに盛んになったとしているのが新たな点である。

さらにこれらのことは権明の天願筑登親雲上家の家譜である「康姓家譜」にもあって、骨子は同じだが内容は詳しく、崇禎六年（一六三三）には「波之上権現三社」が焼け、同八年正月に「権現奉請勤頂事」の命をうけ、六月には天願筑登之親雲上が頼慶座主とともに薩摩に行く。ここで「佐藤権之大夫信年」

から教えをうけるが、この人物は「薩隅日三州神職之棟梁」で「正一位諏訪大明神之神主長上佐藤権之大夫信年」と出てくる。

親雲上は佐藤信年から「神道之法」を学び「秘書」のほかに、「烏帽子一頂」「白浄衣一領」と三社権現（波之上）への奉勤に際しての「大夫」の名を請け、さらに「三十三座之神楽」を勤行し、「公事」を修得した。同年十一月に帰国してから波之上宮を遷し、「三十三座之神楽」を勤行している。そして、この功で「黄冠」が授けられ、差錯と欠略があった「中山国之祝部神道法」を補って後の祝部らに伝授したとある。

天願筑登之親雲上の薩摩滞在は六ヶ月であり、どこまで修得できたのかは定かではなく、三十三座神楽の内容も定かではないが、先の『琉球国由来記』にある「神楽」は、伊勢の長野展真とその娘「松金」による神楽、あるいは後の薩摩の佐藤信年からの伝授による神楽に由来するといえる。

十八世紀初めの成立と推定されている『女官御双紙』の「七社の内侍」の項には長野展真の松金が琉球に初めて神楽を伝えることや焼けた波之上宮の再建のために天願筑登之親雲上らが薩摩に行き、佐藤権大夫信年から教えを受けたことなどが記され、請けた「神道の書」は後には天願養子松堂親雲上、双氏知念筑登之親雲上治近、密氏高嶺筑登之方宣へと受け継がれたと

ある。「年中の公事」には神楽が行われていて、「あけたまふ、天にひ、きをあげたまふ。君か代のひさしかるへきためしにハ、かねてそうへし、すみよしのまつ」などの「七社の内侍神上」、「みすのうち、いろよき花の見へつるか、こかねのてうや舞遊ふらん。……」という「託神」のことが書かれている。この「神上」と「託神」は神楽歌と思われるが、その口はすべて大和口である⁶⁾。

沖縄県の神楽についての研究は今後の課題となるが、ヤマト（日本）の江戸時代には、琉球国では国家祭祀として神社への神楽奉納が祝部と内侍によって行われたのであり、江戸時代まで遡れば北海道から琉球、沖縄県までの全国に神楽が存在していたといえる。

繰り返すが、『琉球国由来記』、『球陽』附卷一の記載、「康姓家譜」、「女官御双紙」にある琉球の神楽に関する記載は、伊勢の長野展眞が娘に「伊勢神楽」を教えて、この娘が内侍として国家祭祀として神楽が行われるようになったとか、後には薩摩・大隅・日向の神職棟梁で諏訪大明神神主長上である佐藤信年から教えられた「三十三座之神楽」が琉球でも行われるようになったなど、宮崎県など全国各地の神楽の成立を考える上で貴重な情報である。

天願筑登之親雲上が訪れた薩摩の諏訪明神社は、正確には諏方大明神社で現在の鹿児島市清水町の南方神社であるが、『三國名勝図絵』第三卷にある同社の図や説明には境内に「大宮司籠所」や「宗源殿」などがある。同書の諏方大明神の説明には、元禄九年（一六九六）に卜部兼連（兼敬）から「正一位」の格を賜ったとあり、このことから宗源殿は、元本宗源神道の名になっている宗源のことで、吉田家から授けられた宗源宣旨をここに奉安したと考えられる。佐藤信年なる人物については確認できていないし、前述のように琉球に伝授した三十三座の神楽がどのような内容であるのかも不明だが、教えられた神道によって従来の差錯と欠略を補ったというのは、いわゆる唯一神道（卜部神道）によると考えられよう。

諏方大明神社は薩摩五社の筆頭であり、島津家の信仰をうけていた。『三國名勝図絵』にある当社の祭りの説明は六月一日から別火齋居し、七月一日には修禊して頭屋にあがるが、その間には一〇〇の儀式があり、農民たちが「鉦太鼓踊り」「市躍」「散楽」などを行うと記す。「散楽」には「サルガク」と読みが付されていて申楽があったと思われるが、ここには神楽の記載はなく、三十三座の神楽が同社で行われていたのか、その出所が気になる点である⁸⁾。

現時点では一つの推測だが、薩摩・大隅・日向の神職棟梁であった薩摩の諏方大明神の神主長上が唯一神道の教義や祭式と三十三座の神楽を琉球の親雲上に教えたということは、他にもこうした教宣を行っていたと思われ、とくに南九州の神楽の内容を考えるにあたっては、こうした神職棟梁の存在は留意しておく必要がある。そして、琉球の神楽受容からは、これ以前に「伊勢神楽神道」があり、これも推測が許されるなら、この神楽はいわゆる伊勢神道とつながりをもった神楽であったのではなからうか。

薩摩の諏方大明神社については、吉田家の家老を務めた鈴鹿家の弘化頃と推定されている「各国神社宮司神主氏名控」などを整理、分析した井上智勝氏によれば、吉田家配下の薩摩鹿児島「触頭」として同社の「大宮司本田出羽守」が記載されている。鹿児島では花尾大権現の「大宮司井上駿河守」も「触頭」で、吉田家から触頭に「触」が来ると、領内にこれが行き渡る体系が構築されていたという。井上氏によれば、南九州では高鍋藩の比木大明神社が高鍋藩城付領の触頭で、同領内の多くの神職を「幣下」としていた。佐土原領では諏方大明神社・巨田八幡宮の神主池田備後と天下大明神社・春日大明神社の神主高山大隅が触頭、延岡領では吉田家の触が回覧されることになっ

ていたが、組頭の高千穂十社宮（現在の高千穂神社）の神主田尻撰津、岡富村の八幡宮神主甲斐左京、同村神明宮の大宮司土持伊勢守の中には配下に下社家をもつ者があり、この場合はこの神主が触頭的な存在だったと指摘する。日向の御料では福岡院の十三所大明神社（現在の串間神社）が組頭だった。⁹⁾

「康姓家譜」にある諏訪大明神社の「神主長上佐藤権之大夫信年」は「権」が付くので大宮司ではないかもしれないが、一六〇〇年代前半に吉田家の触頭体系が出来ていれば、これを通じて唯一神道の教義や神楽が広まった可能性はある。宮崎県内では、かつての高鍋藩領の地域には、現在も比木神社神楽の系統であるという神楽が周辺にいくつもあり、米良山も高鍋藩領・佐土原領に近い。右の触頭を務める神社の神楽が周辺に広まったことが推測できる。

二、米良山地域の神楽とその構成

ここにいう「米良山」というのは、宮崎県西部山間地にあつて天包山・市房山・石堂山の米良三山が連なる地域にある。現在の市町村でいえば西米良村、西都市の西北部、木城町の北部にわたるが、この地域を一体とすることは慶長年間の「肥後国

「繪圖」以降、さまざまな史料に見ることができ、「米良山」という名称が付されている。当時は肥後国球磨郡に属しており、肥後国の菊池氏の系譜にある米良氏が銀鏡（現・西都市）、村所（現・西米良村）、小川（現・西米良村）に居を構えて治め、江戸時代には人吉藩の領地であった。宮崎県となったのは明治になってからであるが、この地の十四ヶ村二十八集落は、明治二十二年（一八八九）の町村制施行によって西米良村、三財村、東米良村の三村になり、昭和三十七年（一九六二）の市町村合併によって西米良村、西都市、木城町に分離して現在に至っている。^①

こうした米良山地域に現在も継承されている神楽としては、西米良村の村所神楽、小川神楽、越野尾神楽、西都市の銀鏡神楽、尾八重神楽、木城町の中之又神楽がある。村所神楽は村所八幡神社や狭上稲荷神社など、小川神楽は米良神社、越野尾神楽は兎原稲荷神社、銀鏡神楽（「米良神楽」の名称で国の重要無形民俗文化財に指定）は銀鏡神社、尾八重神楽は尾八重神社など、中之又神楽は鎮守神社の例大祭に斎行されている。この地域の神楽については村所・小川・越野尾・尾八重・中之又神楽についての文化庁の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されての調査も含め、平成二十五年（二〇一三）

から調査を続けており、令和元年（二〇一九）にも村所神楽、尾八重神楽、中之又神楽を実見しており、以下ではこれらの調査などに基づいて記述を進める。^②

宮崎県には二〇〇を超える神楽があり、しかも宮崎市・日南市などの平野部を除くと、いずれも十一月から二月初旬にかけて夕刻から翌朝までの夜神楽で、神楽斎行の古い姿を伝えていて、国内有数の神楽伝承地域といえる。米良山地域の他、県北部の高千穂神楽、椎葉神楽、県南西部の高原の神舞（祓川神楽、狭野神楽）はいずれも国の重要無形民俗文化財の指定を受けているし、諸塚村の戸下・南川・桂神楽、高鍋町や木城町、都農町、新富町などの高鍋神楽もよく知られている。

米良山神楽について、個々に説明していく紙数の余裕はないので、この地域の神楽斎行について、斎行の場のあり方や「番付」という名で組み立てられている演目のあり方について、簡条書きでまとめると次のようになる。

①米良山地域の神楽は、現在は十二月のいずれかの期日に当日の午前あるいは午後から神事が始まり、神楽を奉納する神社の神などを神面や神輿によって「御神屋（みこうや）」と呼ぶ場を迎えて斎行されている。「神迎え」などと呼ばれる神事である。

- ②神楽齋行は、神社宮司などの神職をはじめ、一定の手続きを経て行われているが、齋行にあたっては「頭取」などと呼ばれる役職者が責任者となる。頭取の他に必要な品揃えや準備作業の責任者となる「堪人頭」（この呼称は村所神楽）、社人たちの賄いを行う「料理長」などの役職がある。
- ③神楽齋行の場である「御神屋」は、小川神楽は現在米良神社拜殿であるが、屋外の「外神屋」が基本で、これと隣接する場所に神面や採物、幣などを奉安し、舞手が身支度を行う「内神屋」「祝子部屋」が設けられる。神屋内に入ることができないのは、基本的に社人や祝子などの神楽齋行者のみである。
- ④神楽を舞う御神屋の広さは、小川神楽は二間×三間、尾八重神楽は実質三間四方、中之又神楽は実質一八帖（三間四方）、銀鏡神楽も楽座を除けば実質三間四方で、三間四方が多い。現行の能舞台と同じ広さであり、舞にともなう笛、太鼓などの楽座は、中之又神楽以外は招いた神が宿る神籬と解釈できるシメ（「注連」「漣」）の前の神棚下に設けられ、これも能舞台と同様な配置になっている。
- ⑤御神屋には最奥部に椎や榊などの常緑の柴木による「ヤマ」とも呼ぶ青垣が設えられ、ここに「注連」「漣」が立てられ、このシメには三色の幣などがつけられて意味づけが行われている（写真1参照）。
- ⑥御神屋の四隅には竹や柱が立てられ、四周に注連縄が張られる。この注連縄には色紙を用いた幣などが共通して付けられるが、尾八重神楽ではザンゼツと呼んで神名などの切り紙も付けられる（写真2参照）。
- ⑦御神屋最奥部のヤマとシメの下には神棚が設けられ、ここに「神迎え」で迎えてきた神を祭り、神饌などを供えるが、シメの前には鳥居が設けられ、天照皇大神の神札が祭られる。こうした形式からは、御神屋での神祭祀は鎮守社などの神と天照皇大神の二重構造をもち、さらにザンゼツを付けるところでは御神屋での神祭祀が三重構造をもつ。なお、供えられる神饌には餅や御神酒ばかりでなく、猪の頭や山鳥、かつてはコバと呼ぶ焼畑で、現在は普通畑つくられた里芋などが供えられる。
- ⑧ヤマに立てた「注連」「漣」から御神屋内に幾筋かの縄が張られ、この縄に「アマ（天）」などと呼ぶ天蓋状のものなどが吊られる。神楽の最終段で舞われる「繰り降ろし」などの番付では、この縄をもって舞い、最後は注連・漣から縄を切り離して神送りとなる。つまり、神迎えは神面や神輿による

神と「注連立て」「漙上げ」などによる招神、神送りも「繰り降ろし」「注連倒し」による送神と神面や神輿による神送りの二重構造をもっている。

ここまでが神楽斎行者や神楽の場についての概要と特色であるが、神楽の「番付」は、各神楽とも頭取などが各人の舞の習熟度などを勘案し、「手割（てわり）」といって各番付の舞手などを決める。その「手割表」が「内神屋」「祝子部屋」に掲示され、これが神楽の進行表となる。こうして斎行される番付の概要や特色を簡条書きにすると次のようになる。番号は御神屋の概要・特色からの連番とする。

⑨番付数については、村所神楽が三四、小川神楽が三一、越野尾神楽が三五、尾八重神楽が三三、中之又神楽が三三、銀鏡神楽が三三となっている。番付の数は三三が基本であるが、小川神楽には現在は途絶えた番付があつて三一となり、村所神楽の三四番は最後の「狩面シストギリ」が番外の演目と位置づけられているので、これを除けば三三となる。また、何を番付に含めるかは、たとえば村所神楽は「修祓」「猷饌」「注連拝」といった神事を番付に含め、尾八重神楽では神迎えに尾八重神社拜殿で舞われる「宮神楽」は番付に含めず、神庭（尾八重神楽だけの表記）に「漙」を建てる神事と「漙上」

の舞が連続し、全体を「漙上」という番付に括るというように、神楽ごとに番付構成に歴史的な経緯があつて差異がある。

⑩神楽の神事・番付が進行するなかでは、この場への来場者（観客）が「神楽囃子」（神楽せり歌）といい、舞を囃す歌を出すことができる区切りがそれぞれにある。村所神楽では一番から一七番までの「神神楽（かみかぐら）」と一八番から三三番・番外までの「民神楽（みんかぐら）」に区別されている。厳格な区切りになっていて、「神神楽」の最後に「八幡様」「御手洗様」などが出て、この後に「注連拝み」の神事、饌供（餅）撒き、夜食の振る舞いがあつて、一八番から「民神楽」となる。ここでは神楽囃子を出すことができない番付群を「神事神楽」、出すことができる番付群を「奉納芸神楽」とすると、小川神楽では九番の「御祭神様」までが神事神楽で、この後に夜食が振る舞われ、一〇番から観客が神楽囃子を出すことができる。神事神楽は、越野尾神楽では九番の「稲荷（赤）」まで、尾八重神楽では八番の「宿神」まで、中之又神楽では六番の「大社舞」まで、銀鏡神楽では一〇番の「宿神三宝荒神」までとなっている。神事神楽と奉納芸神楽という区分が共通して存在するが、その区分の番付数には差がある。ただし、神事神楽の最終段では先にあげたように「八幡

様」「御祭神様」などのようにその神楽における主神といえる神の登場があり、これが済んでから奉納芸神楽となることは一致しており、村所神楽の「神神楽」と「民神楽」という区分名称には両番付群の性格が端的に示されている。

⑪神楽の初めに「注連拜」や「遡上」などの神事を行う場合もあるが、いずれの神楽も舞としては「清山」「花の舞」と「地割」という三つの番付が初めの方で舞われる。これら最初の三つの番付には御神屋の浄め・祓えとか、御神屋での散華といった意味があるが、宮崎県の高千穂神楽や椎葉神楽などには「式三番」の番付があつて、これにはこの演目を呼称の通り三つの番付に限定している式三番演目限定型の場合と、「式三番」をその性格から神事性の強い番付として多くをこれにあてている式三番意味内容型の場合がある。先にあげた村所神楽などの神事神楽は後者に相当するが、それではここにあげた「清山」「花の舞」「地割」をどう位置づけるかという問題がでてくる。

⑫着面で登場して神出現を表現する神面舞には、いずれもこの前後に「地舞」と呼ばれる着面なしの素面の採物舞が付随している。

⑬尾八重神楽と中之又神楽には「四方鬼神」「四人神すい舞」

などの名で、銀鏡神楽では「神崇」という名で五行（陰陽五行）の信仰を表現する舞がある。

⑭記紀神話の天石屋戸神話に基づく岩戸開き系の番付は、それぞれ神楽において終段に近い夜明け頃に登場する。ただし、この番付の神面舞には地舞は付随しない。

⑮岩戸開き系番付の前には蛇などと考えられている藁綱を用いる番付があり、また、岩戸開き系番付の後には、それぞれの神楽に田の神舞系、早乙女舞系といえる豊稔祈願の番付が存在する。

⑯神楽番付の最終段には、銀鏡神楽以外は「成就神楽」などといわれている願成就を表す神楽があり、また、中之又神楽以外には竈祓いを行う火の神舞・お清があり、両者をこの地域の共通的な番付と考えることができる。「成就神楽」は社人や祝子だけでなく、この場にいる観客も加わることがあつて、まさに神楽齋行自体が願成就にあたることの表現ではないかと思われる。また、「火の神」などによる竈祓いからは、神楽には生活と密接に結びつく要素が含まれているといえる。

⑰奉納芸神楽には山の神や鹿倉様といった狩猟神を表現する番付、猪狩りの様相や猪の生息を獅子で表現する舞があり、村所神楽や銀鏡神楽では、最終段に猪狩りそのものを表現する

シントギリの演目が存在する。

米良山地域の神楽がどのような構成になっているのか、一七の項目に整理したが、これ以外にも、たとえばこの地域でもいくつかの「荒神」が登場し、宮司などとの問答を行っている。この「荒神問答」については、渡辺伸夫氏が諸塚村の日が暮神楽の天文十五年（一五四六）の「たけくらべ」にある詞章がこれにあたることを明らかにしている。この番付は宮崎県内では多くの神楽に出てきて、注目される存在である。この番付は右の⑮にあげた藁蛇が登場する「綱神楽」などと関連づけながら意味づけの検討が必要となる。

このように注目される内容は一七項目以外にもあるが、これらは米良山神楽の構成内容であるとともに、この地域の神楽研究の課題でもある。その意味では、これらは筆者自身の神楽研究のロードマップの一端でもある。全体を明らかにするには長い時間を要するので、今回は初めに述べたように⑦の御神屋に祭られる神に限定して検討していく。

三、御神屋の神

⑦にあげたように神楽の場には、神楽を奉納するその地の鎮

守社の神が神輿などで遷されたり、神社などに奉安されている神面を迎えたりしている。ここではいわゆる記紀に表現されている神ではなく、「八幡様」とか「大社様」、あるいは「宿神」と呼ばれる神が迎えられ、これらはいずれも番付の中で神面舞として登場する。身体をもった神として登場し、ムラ人たちはこれを拝し、おひねりにした賽銭をこの神に投じている。宝冠を着けている場合が多く、投げた賽銭がこの宝冠や袖など着衣の中に入ることを吉としている。

御神屋にはこうした神々とは別に、ヤマなどと呼ぶ椎や榊などの柴木の青垣の中に立てた「注連」「漣」の前に鳥居を立て、ここには「天照皇大神」の木の神札が掲げられる。村所神楽では「本注連」を立てる場合は、これとは別に小さな金幣を山形に立てた「百本注連」がつくられ、ここには鳥居に「豊受大神」の木の神札が掲げられる。「天照皇大神」を「注連」「漣」にまつことは米良山の神楽ではどこでも行われていて、御神屋で祭られる神は、表象としては二重構造をもっている。

御神屋に祭られる神はこれらだけではなく、米良山地域の神楽では尾八重神楽だけが、御神庭みごじやの四周に張った注連繩にザンゼツといい、半紙に神名などを切って表現したものが吊られる（写真2参照）。ザンゼツには「天八下魂命」「天三下魂命」「天



写真1 尾八重神楽・御神庭 (2019年12月)

合魂命」「天八百日魂命」「天八十萬日魂命」「大直日神」「神直日神」「八乙女」「鳥居」「社」「男馬」「女馬」の二種類があり、神籬である「山」の前には「八乙女」八枚、御神庭正面（西）には「天八百日魂命」「社」など七枚、東には「天合魂命」「鳥居」など七枚、北には「天八下魂命」「鳥居」など七枚、南には「天三下魂命」「鳥居」など七枚、中央部には「天八十萬日魂命」「鳥居」など七枚の合計四三枚が吊られている。

こうした形の神々も含めると、尾八重神楽においては性格の異なる神々が三重構造となつて表象されていることになる。三重構造の神表象は異質な神、つまり鎮守社の神というムラ人たちの生活に密着した、この意味では庶民信仰の神、天照皇大神の祭祀という、いわば国家的な祭祀と結びついた神社神道の神、そして、「天八下魂命」「天三下魂命」「天合魂命」「天八百日魂命」「天八十萬日魂命」といった記紀には登場しない神々が祭られている。

ここでは最後にあげた「天八下魂命」「天三下魂命」「天合魂命」「天八百日魂命」「天八十萬日魂命」についてみると、いうまでもなくこの神々は、著者は不明だが平安時代の九世紀



写真2 尾八重神楽・御神庭のザンゼツ (天三下魂命)

後半の編さんで、記紀にある神々の物語に関する神学書ともいえる『先代旧事本紀』に出てくる神々に淵源するといえよう。

同書巻第一「神代本紀」の「神代系紀」初めに次のようにある。それは「天祖天譲日天狭霧国禰日国狭霧尊」として、

二代俱生天神。

別天八下尊。独化天神第一世之神也。

三代耦生天神。

别天三降尊。独化天神第二世之神也。

四代耦生天神。

别天合尊。亦云^二天鏡尊^一。独化天神第三世之神也。

五代耦生天神。

别天八百日尊。独化天神第四世之神也。

六代耦生天神。

别天八十萬魂尊。独化天神第五世之神也。

七代耦生天神。

别高皇産霊尊。亦名高魂尊。亦名高木命。独化天神第六世之神也。

と記載され、七代以降は「伊弉諾尊・伊弉冉尊」、「皇産霊尊」などの説明にもなっている。¹³⁾

『先代旧事本紀』のここに出てくる「天神」のうち、二代か

ら六代までの別尊を室町時代中期の卜部兼俱の時代に編纂されたと考えられている『唯一神道名法要集』(兼俱自筆)では、

問、人之五行者、何哉、

答、人亦有^二五大神^一、地、水、火、風、空之五大輪神也、

故頌曰、地大輪神 天八降魂命

水大輪神 天三降魂命

火大輪神 天合魂命

風大輪神 天八百日魂命

空大輪神 天八十萬日魂命

として、さらに「右五大神者、人之荒魂、如影隨形、九万八千五百七十二神太祖神也」と説明している。ここに問うている「人之五行」については、同書では「人ノ六神道^ト」¹⁴⁾という問いに対して「人^ニ有^二性命成就神道^一、加^二人ノ五行^一、為^二六神道^一」と答えていて、「人之五行」つまり地・水・火・風・空に「性命成就」の神の道を加えたのが「六神道」と説いている。「地・水・火・風・空」はいわゆる五輪塔の五輪の意味づけにもなっているのであり、ここには仏教的な教義も持ち込まれている。

『先代旧事本紀』の「尊」を『唯一神道名法要集』では「魂命」にして解釈しているのである。影の如くに寄り添う人の「荒魂」

と説明するが、『唯一神道名法要集』は「五臓」や「五肉」「五味」「五香」などを例示しながら「五行」の説明もしており、この書は神学を説く教義書であるといえる。神楽の場にこの神々が持ち込まれているのは、「人之五行」に「性命成就神道」を加えていることに拠るのではなからうか。神楽斎行は、ここでは詳述はしないが願成就としての意味をもっており、現段階ではこれを「性命成就」と結びつけて「天八下魂命」「天三下魂命」「天合魂命」「天八百日魂命」「天八十万日魂命」を御神庭の神に祭ったのではと推測しておく。

こうした『唯一神道名法要集』の神々は、尾八重神楽だけでなく、たとえば西都市の穂北神楽では、御神屋の東には「天八百日魂命」、南には「天合日魂命」、西には「天八十万日魂



写真3 潮嶽神楽・御神屋と神名幡(2018年2月)



写真4 新田神楽・御神屋〔注連〕とザンゼツ(2019年2月)

命」、北には「天三下日魂命」、中央には「天八下日魂命」と書いた神名幡を垂らし、その他のザンゼツを御神屋の上部に巡らしている。新富町の新田神楽でも、東に「天合魂命」、南に「天八百日魂命」、西に「天八十万日魂命」、北に「天三下魂命」、中央に「天八下魂命」などの切り紙が注連縄に付けられていて(写真4参照)、これらの神々の表示は尾八重神楽から東の地域へと平野部にも広がっている。

さらに宮崎県南部ともいえる日南市の潮嶽神社の潮嶽神楽で

は、御神屋の周圍に注連繩を張って、ここに紙に書いた神名幡を竹に付けて立てている。それは正面上座に「国常立尊」、左に「万魂尊」「天八百日尊」「大戸道尊」「武乳速尊」「天三降尊」、入口に「豊磐間戸尊」、右上座に「天八下尊」「天譲日国譲月彦舅尊」「涅土煮尊」「天合尊」「振魂尊」「豊斟淳尊」、入口に「櫛磐間戸尊」の十四神である(写真3参照)。ここにも記紀にはない『先代旧事本紀』に基づく『唯一神道名法要集』の「人々五行」だけではなく、たとえば「武乳速尊」は『先代旧事本紀』の「神代系紀」にある「武乳遺尊」に表記が近く、「天譲日国譲月彦舅尊」も『先代旧事本紀』の天祖である「天譲日天狭霧国禅月国狭霧尊」に近い。「万魂尊」「振魂尊」も『先代旧事本紀』の「神代系紀」の「天降之神」に出てくる。また、「豊磐間戸尊」「櫛磐間戸尊」についても『先代旧事本紀』の「神祇本紀」に殿門の守衛として「豊磐間戸命」「櫛磐間戸命」が登場する。潮嶽神楽の御神屋入口にこの二神幡が立てられるのはこの殿門の守衛に拠っているといえよう。

さらにここには『日本書紀』の「神世七代」のうちから五尊をとって「天之五行」の神とする『唯一神道名法要集』の教えからといえる「大戸道尊」「涅土煮尊」「豊斟淳尊」もいる。『唯一神道名法要集』では、「天之五行」は天の「五大神」であり、

これを水、火、木、金、土の「元氣ノ神」として次のように説いている。

元氣水徳神 国狭槌尊
 元氣火徳神 豊斟淳尊
 元氣木徳神 泥土煮沙土煮尊
 元氣金徳神 大戸之道大苦邊尊
 元氣土徳神 面足惶根尊

これを「天之神光、一万一千五百二十太祖神也」と説明している。¹⁵⁾

同様なザンゼツは同じ日南市の潟上神社の神楽にもあって、昭和四十六年(一九七二)十月に鈴木重家氏によって記された『潟上神社神楽全集』には、御神屋のまわりに立てる神名幡に「天譲日譲月彦舅命」「国狭槌命」「天八下命」「萬魂命」「天八百日命」「泥土煮命」「櫛磐窓命」「豊磐窓命」「豊斟淳命」「武乳速命」「天三下命」「振魂命」「大戸道命」「天合命」がある。

さらに「七五三神」の「天神七代」の説明には『日本書紀』の神世七代である「国常立尊」「国狭槌尊」「豊斟淳尊」「涅土煮尊沙土煮尊」「大戸之道尊大苦邊尊」「面足尊惶根尊」「伊弉諾尊・伊弉冉尊」と、天照大神・月読尊・素戔嗚尊が登場する。¹⁶⁾

日南市では尾八重神楽や穂北神楽・新田神楽とは違ったかた

ちで『唯一神道名法要集』からの影響が認められ、同市の塚田神社、駒宮神社、中村神社、日之御碕神社、榎原神社、風田神社、萩之嶺神社、大窪神社、酒谷神社、松尾神社、脇本神社¹⁷⁾など、広範囲に潮嶽神楽と同様な神名が出てくる。

以上では御神屋に登場する神々をあげてきたが、高千穂神楽の番付「地割」の「荒神」の唱教である唱え言の中には、「天地鎮まるその中に一つのものあり。形あしかびの如し。即ち化して神と現れこれを国常立尊というなり。二代国狭槌尊陽神なり。木の徳を以て王たり。(中略)木の性定まりて木神句句廻智命と変化をなし」「三代目豊国主尊火の徳を以て王たり。(中略)火の性定まりて火の神軻遇槌命と変化をなし」「四代大戸之道尊・大戸之辺尊二神金の徳を以て王たり。(中略)金の性定まりて金神金山彦命と変化をなし」「五代泥土煎尊・沙土煎尊二神、水の徳を以て王たり。(中略)水の性定まりて水神罔象女命と変化し」「六代面定尊・惶根尊二神土の徳を以て王たり。(中略)土の性定まりて土神埴山姫命と変化をなし」とある。

この荒神の唱教は『日本書紀』の神世七代の五尊を、伊弉冉が火の神を産むことで陰部を焼かれて苦しみ、その身体から排出されたものから生まれた神々などで説明しているともいえるが、要は「春三月」「夏三月」「秋三月」「冬三月」と最後の「埴

山姫命」は「四季の土用三年に一度の閏月を知らしめ給う」と木火土金水という陰陽五行説の五行を説くものである。さらに『唯一神道名法要集』では、これらの命を「地之五行」として木祖、火祖、土祖、金祖、水祖としている。先の荒神唱教の神(命)の説明と一致するのである。

前述のように『日本書紀』の神世七代のうちの五尊を『唯一神道名法要集』では「天之五行」とし、これに木火金水と土の五行を結びつけてそれぞれの神を説いているのである。つまり、高千穂神楽の荒神唱教は『日本書紀』からの神々というより、唯一神道による「天之五行」「地之五行」説に拠るといふべきであろう。このように『唯一神道名法要集』の神々は、御神屋のザンゼツばかりでなく、唱教にもなっている。

こうした唯一神道の神々は、吉田家による秘伝書の一つである享保六年(一七二一)の「事相方内伝草案」巻第十四之内三には、「神楽面授口訣」のいくつか後に「御湯十五反濯除」口伝」の「五行靈文」として、

国狭槌尊
豊斟淳尊

泥土煮尊 沙土煮尊

大戸道尊 大苦邊尊

面足之尊 惶根之尊

句句廻智命

軻遇槌命

埴安之命

金山彦命

罔象女命

天八下魂命

天三下魂命

天合魂命

天八百日魂命

天八十萬日魂命

があげられている。「五行靈文」には先にあげた「人之五行」と『日本書紀』の神世七代を用いた「天之五行」さらに「地之五行」が登場するのである。先にあげた高千穂神楽の荒神の唱教は、まさにこの五行靈文に拠っていると見えよう。木火金水と土という五行の徳で「尊」が「命」の神に変わるといっているのである。²⁰⁾

従来の宮崎県の神楽伝承について、山口保明氏は「高千穂神楽は神道化の最も進んだ神楽」と説明し、こうした先行研究をうけて県内各地域の神楽の特色が説明されてきたが、ここであ

げたように御神屋の神としては新富町や宮崎市から内陸部の西都市北西部の地域での唯一神道の影響は確実で、さらに日南市を中心とする県南の沿海地域では、これとは別のかたちでそれが如実に表れている。また、高千穂神楽ではその影響が唱教のなかに表れているというように、唯一神道の影響といっても一律的でなかったようである。宮崎県内の神楽と唯一神道との関係は改めて検証、検討を加える必要がある。

初めにあげた琉球の神楽での、薩摩鹿児島のみ方大明神社の佐藤信年からの神道の教え、三十三座の神楽は、同社大宮司が幕末には吉田家配下の触頭となっていたことからは、唯一神道の教え、その影響下の神楽であった蓋然性が高い。であるなら、宮崎県など南九州の神楽における以上に見てきた唯一神道の影響というものも、同様に先にあげた吉田家の触頭、組頭などの地位にあつた大宮司、神主からの影響と考えるのが、これも蓋然性が高いといえよう。現在の日南市は江戸時代の飫肥藩領であり、井上氏の先の研究では、飫肥領では城下四社である宮之城村の田上八幡宮、板敷村の春日大明神、中嶋田村の石清水八幡宮、新山村の稲荷大明神と、本郷村の加護八幡宮、鶴戸山の鶴戸権現が配下であった。²¹⁾

先に述べたように、米良山神楽の構成からは、この地域の神

楽に多くの特色が見いだせるとともに、神楽研究の課題の析出も行える。本稿はその中から一つの課題を選んだだけで、今後に残された課題は多くある。

注

(1) 全国各地に伝承されている神楽の数は、文化庁による都道府県ごとの民俗芸能緊急調査報告書に「神楽」として記載されている保護団体数を集計したものである。ただし、この調査は昭和五六年(一九八一)から始まり、多くが平成元年(一九八九)から九年(一九九七)の間に行われているが、現時点で未調査の県がいくつかある。従って神楽保護団体数は、特定年次のもではない。報告書が刊行されている都道府県で確認できた数は四〇一六団体である。未調査県のうち、例えば広島県では北広島町だけでも六〇〇団体があり、県全体では三〇〇団体ほどとされており、こうした数に基づいて未調査県も含めて推定した概数が四五〇〇である。本稿で取り上げる宮崎県の場合は二〇四団体が数えられるが、神楽が奉納される神社数(地区数)は三〇〇ほどになる。概数はこれも勘案した数である。現在は一九八〇年代からすでに四〇年ほどが経過しており、現在も神楽を実際に齎行している保護団体数は右記の数より減少している。なお、民俗芸能の獅子舞については、神楽から分離独立したという経緯があつて、「獅子神楽」の名称をもつ保護団体もあり、神楽と獅子舞の保護団体を分離するのが難しい場合もある。「獅子神楽」は神楽と獅子舞の両方にカウントすると、民俗芸能緊急調査報告書からは獅子舞保護団体数は六六九四となる。これも未調査県も含めると七〇〇〇近くになるのではないかと

思われる。

- (2) 伊波普猷ほか編『琉球史料叢書1 琉球国由来記 上』名取書店、昭和十五年(一九四〇)十二月
- (3) 球陽研究会編『沖繩文化史集成5 球陽 原文編』角川書店、昭和四十九年(一九七四)三月
- (4) 「康姓家譜」、波上宮神社史編纂委員編、波名城、波上宮誌、資料編(CD版)、波上宮、平成二十八年(二〇一六)一月、所収
- (5) 「女官御双紙」、小島環禮校注、神道大系編纂会編『神道大系 神社編五十二沖繩』(神道大系編纂会、昭和五十七年(一九八二)九月)所収以上の沖繩県における神楽については、その資料も含めて波上宮社史編纂委員主任の新垣裕之氏から多くの教示をうけた。
- (6) 国立国会図書館デジタルコレクションに公開されている。
- (7) 佐藤信年が伝授した三十三座の神楽については、可能性としては鹿児島県内には「神舞(かんめ)」の名で十七ヶ所で神楽が伝承されており(鹿児島県教育委員会「鹿児島県民俗芸能緊急調査報告書」平成四年(一九九二)、こうしたものであったか、あるいは唯一神道の吉田家による秘伝書の一つである享保六年(一七二二)の「事相方内伝草案」(岡田荘司校注『神道大系論説編九 卜部神道(下)』(神道大系編纂会、平成三年(一九九一)所収)には「大太神楽」「太神楽」「小神楽」という規模の異なる三つの神楽が式次第とともに記されている。大太神楽、太神楽には「湯立」が伴っているが、こうした唯一神道によるものであったかということになる。ただし、鹿児島県の神舞や宮崎県の神楽では湯立は行われていない。九州では福岡県から大分県にかけての豊前神楽には湯立が伴っている。
- (9) 井上智勝「近世の神職組織―触頭を擁する組織を対象に」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、平成二〇年(二〇〇八)十二月
- (10) 西米良村教育委員会など編・刊『米良山の神楽調査報告書』(令和二

- 年(二〇二〇)三月)の古川信夫「米良山の神楽地域の歴史的概要」による。
- (11) 西米良村教育委員会など編・刊『米良山の神楽調査報告書』(令和二年(二〇二〇)三月)と濱砂武昭著・須藤功写真『銀鏡神楽―日向山地の生活誌―』(弘文堂、平成二十四年(二〇二二)、筆者の実地調査に基づく。
- (12) 渡辺伸夫「神楽演目の形成と歴史―宮崎県諸塚神楽の荒神問答を中心として―」宮崎県記紀編さん記念事業推進室編刊『全国神楽シンポジウム2018―神楽学の可能性―講演録』平成三十一年(二〇一九)三月
- (13) 神道大系編纂会編・鎌田純一校注『神道大系 古典編八先代旧事本紀』神道大系編纂会、昭和五十五年(一九八〇)十二月
- (14) 神道大系編纂会編・岡田荘司校注『神道大系 論説編九 卜部神道(下)』神道大系編纂会、平成三年(一九九二)二月。『唯一神道名法要集』は、本稿では同書収録の兼俱自筆本を用いた。
- (15) 前掲(14)
- (16) 日南市教育委員会文化生涯学習課編・前田博仁執筆『日南市の民俗芸能』平成二十五年(二〇一三)三月
- (17) 前掲(16)、「宮崎の神楽と特殊神事」編纂委員会編『宮崎の神楽と特殊神事』(宮崎県神社庁、令和元年(二〇一九)十月)に掲載されている神楽の写真による。
- (18) 小手川善次郎『高千穂神楽』私家版、昭和五十一年(一九七六)、二二四・二二五頁
- (19) 前掲(14)所収
- (20) 米良山神楽にみられる唯一神道の影響については、『米良山の神楽調査報告書』の「米良山の神楽の特色と歴史的背景」のなかでここにあげた尾八重神楽のサンゼツや「荒神問答」などから渡辺伸夫氏も論じている。
- (21) 山口保明『宮崎の神楽―祈りの原質・その伝承と継承―』(鈹脈社、平成十二年(二〇〇〇)十二月)九三頁
- (22) 前掲(9)